

品川区におけるマイナンバー制度の利活用の基本方針（案）について

1 目的

平成29年11月13日からの情報提供ネットワークシステムの本格運用開始を機に、これまでの区のマイナンバー制度への取り組み状況を踏まえ、区民の制度への理解促進を図るとともに、制度を利活用することで、さらなる区民の利便性の向上につなげていくことを目的に、別紙「品川区におけるマイナンバー制度の利活用の基本方針（案）」を定めることとする。

2 周知方法

区ホームページに掲載することにより周知を図る。

品川区におけるマイナンバー制度の 利活用の基本方針（案）

平成29年11月

目次



第1章 品川区におけるマイナンバー制度の利活用の基本方針について	1
1 基本方針について	1
2 品川区におけるマイナンバー（個人番号）利用事務	2
（1）番号法に定められている事務について	2
（2）品川区独自利用事務について	4
（3）東京都条例による独自利用事務について	6
3 品川区が他の行政機関へ照会する事務と特定個人情報について	7
（1）番号法に基づき照会する事務と特定個人情報	7
（2）区の独自利用事務で照会する特定個人情報	10
（3）東京都条例による独自利用事務で照会する特定個人情報	12
4 品川区におけるマイナンバーカードの活用について	13
（1）コンビニエンスストアにおける証明書交付サービス（コンビニ交付）	13
（2）コンビニ交付以外のマイナンバーカードの活用について	13
5 品川区におけるマイナンバー制度における個人情報保護方策	14
（1）品川区情報セキュリティポリシーの改定および遵守	14
（2）情報システムのセキュリティ強化	15
（3）特定個人情報の取扱いに係る自己点検及び監査の実施	16
（4）利用目的の明示と本人確認の徹底	16
6 品川区における特定個人情報保護評価（PIA）対応について	17
（1）品川区における特定個人情報保護評価事務について	17
（2）特定個人情報保護評価（PIA）の作成および見直しについて	19
第2章 マイナンバー制度について	20
1 マイナンバー制度とは	20
（1）「公平・公正な社会の実現」とは	20
（2）「行政の効率化」とは	21
（3）「国民の利便性の向上」とは	21
2 マイナンバー（個人番号）とは	21
3 通知カードとは	22
4 マイナンバーカード（個人番号カード）とは	23
5 マイナンバー（個人番号）の利用	25
（1）利用範囲	25
（2）マイナンバーの利用	26
（3）特定個人情報のシステム連携	27

6	特定個人情報に係るセキュリティ方策	28
	(1) 制度面における保護措置	28
	(2) システム面における保護措置	32
7	マイナポータル	34
8	法人番号	35
参考	用語説明（用語はそれぞれ初出のページを記載）	36
	変更履歴	39

第1章 品川区におけるマイナンバー制度の利活用の基本方針について



1 基本方針について

平成29年11月13日より、マイナンバー制度における各行政機関間の情報連携のための「情報提供ネットワークシステム」（以下「情報連携」という。）の運用が本格的に開始されました。これにより、行政手続きにおいて申請時に添付が必要とされていた証明書類の一部を省略することができるようになりました。

品川区は情報連携の開始を機に、マイナンバー制度の利活用により区民の皆様のさらなる利便性の向上を図っていくことを目的として、以下のとおり基本方針を定めました。

品川区におけるマイナンバー制度の利活用の基本方針

平成27年10月5日から開始されたマイナンバー制度は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第3条により、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することを基本理念としている。

また、番号法第5条により、地方公共団体はこの基本理念にのっとり、マイナンバー（個人番号）その他の特定個人情報（マイナンバーに紐づく個人情報）の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとされている。

については、以下の方針のもと制度の利活用を図っていくこととする。

- 1 番号法に定められている事務について、区民の利便性向上および行政の効率化が実現できるようマイナンバーの利用を図る。
- 2 番号法に定めのない事務についても、社会保障・税・災害対策の分野の事務やこれらに類するものについて、条例への規定によりマイナンバーの利活用を図ることで、品川区の特性に応じた独自の施策を実施していく。
- 3 マイナンバーカードについては、コンビニエンスストアにおける住民票の写し等の証明書交付サービス（コンビニ交付）を実施しているが、国の動向等も踏まえながら、引き続き他の行政サービスへの活用について検討を進め

ていく。

- 4 マイナンバー制度の利活用にあたり、事務の取扱い基準の見直しなど、運用面・システム面ともに、さらなる個人情報の保護と情報の安全管理を徹底していく。

2 品川区におけるマイナンバー（個人番号）利用事務

（1）番号法に定められている事務について

国の機関や地方公共団体等が、必要な限度でマイナンバーを利用してよいとされている事務は、番号法第9条1項の別表第一に限定列挙されています。

この別表第一のうち品川区は表1の事務でマイナンバーを利用しています。この中には、国や東京都等が実施し、品川区は申請の受付のみを取扱っている事務が含まれています。

これらの事務では、平成28年1月から順次、マイナンバーの収集、記録、管理を行っています。

なお、現時点でマイナンバーを利用していない事務についても、法改正等の要因により、区民の皆様の利便性の向上及び行政運営の効率化が見込まれるものは、適宜、利用事務として追加していきます。

表1 品川区におけるマイナンバー利用事務（番号法規定事務）

No.	事務名	所管課
1	児童手当給付金に関する事務	人事課
2	地方税の賦課及び徴収に関する事務	税務課
3	入院助産助成事業に関する事務	子ども家庭支援課
4	母子生活支援施設に関する事務	
5	母子、父子福祉資金貸付事業に関する事務	
6	ひとり親家庭休養ホーム事業に関する事務	
7	ひとり親家庭自立支援事業に関する事務	
8	特別児童扶養手当給付金に関する事務	
9	児童手当給付金に関する事務	
10	児童扶養手当給付金に関する事務	
11	子どものための教育・保育給付に係る支給認定事務	保育課
12	援護年金と他法給付との併給調整に係る申請受付事務	福祉計画課
13	戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関する事務	

No.	事務名	所管課	
1 4	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に関する事務	福祉計画課	
1 5	戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に関する事務		
1 6	戦没者の父母等に対する特別給付金の支給に関する事務		
1 7	介護保険給付及び保険料徴収事務	高齢者福祉課	
1 8	老人保護措置事務、やむをえない措置に関する事務		
1 9	肢体不自由児通所医療費の支給等に関する事務	障害者福祉課	
2 0	特別障害者手当支給等に関する事務		
2 1	障害児福祉手当支給等に関する事務		
2 2	経過的福祉手当支給等に関する事務		
2 3	自立支援給付等（更生医療）に関する事務		
2 4	地域生活支援事業に関する事務		
2 5	身体障害者手帳交付事務		
2 6	身体障害者福祉法による障害者支援施設等の入所措置に関する事務		
2 7	知的障害者福祉法による障害者支援施設等の入所措置に関する事務		
2 8	障害児通所給付費等の給付決定等に関する事務		
2 9	生活保護に関する事務		生活福祉課
3 0	中国残留邦人支援給付事務		
3 1	療育の給付に関する事務		健康課
3 2	妊娠の届出に関する事務		
3 3	未熟児養育医療給付事務		
3 4	自立支援医療（育成医療）事業に関する事務		
3 5	国民健康保険事務に関する事務	国保医療年金課	
3 6	国民年金事務に関する事務		
3 7	年金生活者支援給付金の支給に関する事務（平成31年10月からを予定）		
3 8	後期高齢者医療保険料徴収事務		
3 9	定期予防接種に関する事務		保健予防課
4 0	結核医療費公費負担、感染症医療費公費負担に関する事務		

No.	事務名	所管課
4 1	療育の給付に関する事務	各保健センター
4 2	妊娠の届出に関する事務	
4 3	未熟児養育医療給付事務	
4 4	自立支援医療(育成医療)事業に関する事務	
4 5	被災者の生活再建支援業務実施にかかる被災者台帳作成事務	防災課
4 6	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務	学務課

(2) 品川区独自利用事務について

前述のとおり、番号法第5条により地方公共団体は、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとされています。

品川区は、番号法に定めのない事務についても、社会保障・税・災害対策の分野の事務やこれらに類する事務を、区が独自にマイナンバーを利用する事務として、「品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）に定め運用しています。引き続きマイナンバーの利活用により、品川区の特性に応じた独自の施策を実施していきます。

品川区では、以下の観点でマイナンバーの独自利用事務を選定しています。

品川区におけるマイナンバー独自利用事務の選定基準

- ① マイナンバーを利用することで、区民の皆様の利便性の向上や行政運営の効率化が図られると想定される事務
- ② 他の行政機関との情報連携により、証明書類等の情報を取得することで、各種手当等の申請時に区民の皆様が持参する添付書類を省略することが可能となる事務
- ③ 番号法に定められている事務と一体的に受付や処理を行っている事務
- ④ 番号法に定められている事務と同一の情報システムを使用して事務処理を行っており、マイナンバーを取扱う必要がある事務
- ⑤ その他、マイナンバーを取扱う必要があると認められる事務

以上の基準をもとに、品川区では表2の事務について、マイナンバーを取扱っています。

表2 品川区におけるマイナンバー利用事務（条例による独自利用事務）

No.	事務名	所管課
1	品川区すまいるスクールの実施に関する条例による利用料の徴収に関する事務	子ども育成課
2	品川区女性福祉資金貸付条例による女性福祉資金の貸付けに関する事務	子ども家庭支援課
3	品川区奨学金貸付条例による奨学金の貸付けに関する事務	
4	品川区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務	
5	品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	
6	品川区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	
7	品川区立就学前乳幼児教育施設条例による幼児教育施設における保育料の徴収に関する事務	
8	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務	
9	幼稚園類似施設等就園補助金の交付に関する事務	
10	私立幼稚園等園児保護者補助金および私立幼稚園等入園料補助金の交付に関する事務	
11	品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者補助金および品川区立就学前乳幼児教育施設就園奨励費補助金の交付に関する事務	
12	東京都認証保育所における保育料に係る助成金の交付に関する事務	
13	緊急一時保育奉仕員制度の利用に係る保育料の支払に関する事務	
14	品川区立保育所における一時保育の実施に係る利用料の徴収に関する事務	
15	品川区立保育所における育児休業明けの入所に係る予約に関する事務	
16	高齢者の自立支援に係る住宅改修に要する費用の支給に関する事務	高齢者福祉課
17	生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務	

No.	事務名	所管課
18	品川区障害者福祉手当条例による障害者福祉手当の支給に関する事務	障害者福祉課
19	心身障害者福祉タクシーの供給に係る乗車料金の助成に関する事務	
20	心身障害者の日常生活のために必要な自動車燃料費の助成に関する事務	
21	生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務	生活福祉課
22	後期高齢者医療被保険者に係る葬祭費の支給に関する事務	国保医療年金課
23	任意予防接種に係る費用の助成に関する事務	保健予防課
24	学校教育法による就学援助費の支給に関する事務	学務課
25	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務	
26	多子家庭学校給食費補助金の交付に関する事務	

(3) 東京都条例による独自利用事務について

東京都が独自にマイナンバーの利用を条例で定めているもので、品川区が事務処理の特例として取扱う事務は、区の条例によらず、マイナンバーを利用することになります。具体的な事務は表3のとおりです。

表3 事務処理の特例として品川区がマイナンバーを取扱う事務

No.	事務名	所管課
1	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務	障害者福祉課
2	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の医療費の助成に関する事務	保健予防課
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務	保健センター

ただし、表2、3の事務については、国が設けている個人情報保護委員会に認められた場合に限り、情報連携により他の行政機関から情報提供を受けることが可能となっています。

3 品川区が他の行政機関へ照会する事務と特定個人情報について

(1) 番号法に基づき照会する事務と特定個人情報

マイナンバー制度において、他の行政機関へ特定個人情報を照会できる（情報連携できる）内容は、番号法第19条第7号別表第二に限定列挙されています。

平成29年11月13日からの情報連携の開始により、行政手続きにおいて申請時に必要としていた証明書類の一部を省略することができるようになりました。

品川区が照会する事務と特定個人情報は表4のとおりです。

表4 番号法に基づき区が照会する事務と特定個人情報

No.	事務名	特定個人情報	所管課
1	児童手当給付金に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報 ・税情報 	人事課
2	地方税の賦課及び徴収に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報・税情報 ・年金情報 ・障害者福祉情報 ・生保情報 ・医療給付等関係情報 ・失業保険情報 	税務課
3	母子生活支援施設に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援情報 ・生保情報 ・中国残留邦人情報 ・住基情報 ・児童扶養手当情報 ・税情報 	子ども家庭支援課
4	母子、父子福祉資金貸付事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・税情報 	
5	ひとり親家庭自立支援事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・税情報 ・児童扶養手当 ・教育訓練給付金情報 ・職業訓練受講給付金情報 	
6	児童手当給付金に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・税情報 	
7	児童扶養手当給付金に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・税情報 ・年金情報 ・障害者情報 	

No.	事務名	特定個人情報	所管課
8	子どものための教育・保育給付に係る支給認定事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報 ・税情報 ・生保情報 	保育課
9	介護保険給付及び保険料徴収事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報 ・税情報 ・年金情報 ・生保情報 ・介護給付情報 ・医療給付等関係情報 	高齢者福祉課
10	障害児通所給付費等の給付決定等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報 ・税情報 	障害者福祉課
11	身体障害者福祉法による障害者支援施設等の入所措置に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報 	
12	知的障害者福祉法による障害者支援施設等の入所措置に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報 	
13	特別障害者手当支給等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報 ・税情報 	
14	障害児福祉手当支給等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・年金情報 	
15	経過的福祉手当支給等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報 ・税情報 	
16	自立支援給付等（更生医療）に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報 ・税情報 ・生保情報 ・中国残留邦人情報 	
17	生活保護に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・税情報 ・年金情報 ・児童手当等関係情報 ・介護保険関係情報 ・障害者福祉情報 ・生保情報 ・中国残留邦人情報 ・医療給付等関係情報 ・雇用保険情報 ・その他 	

No.	事務名	特定個人情報	所管課
18	中国残留邦人支援給付事務	<ul style="list-style-type: none"> ・税情報 ・年金情報 ・児童手当等関係情報 ・介護保険関係情報 ・障害者福祉情報 ・生保情報 ・中国残留邦人情報 ・医療給付等関係情報 ・雇用保険情報 ・その他 	生活福祉課
19	療育の給付に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・生保情報 ・中国残留邦人情報 	健康課
20	未熟児養育医療給付事務	<ul style="list-style-type: none"> ・生保情報 ・中国残留邦人情報 	
21	自立支援医療(育成医療)事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報 ・税情報 ・生保情報 ・中国残留邦人情報 	
22	国民健康保険事務に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・税情報 ・医療給付等関係情報 	国保医療年金課
23	定期予防接種に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種履歴情報 	保健予防課
24	結核医療費公費負担、感染症医療費公費負担に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・税情報 ・医療給付等関係情報 	
25	療育の給付に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・生保情報 ・中国残留邦人情報 	各保健センター
26	未熟児養育医療給付事務	<ul style="list-style-type: none"> ・生保情報 ・中国残留邦人情報 	
27	自立支援医療(育成医療)事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報 ・税情報 ・生保情報 ・中国残留邦人情報 	
28	被災者の生活再建支援業務実施にかかる被災者台帳作成事務	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉情報 ・妊娠届出情報など 	防災課

(2) 区の独自利用事務で照会する特定個人情報

番号法に基づき他の行政機関へ照会する事務と特定個人情報と同様に、区が条例で独自にマイナンバーを利用する事務として定めている事務の手続きについても、証明書類の一部を省略することができるようになりました。

区の独自利用事務のうち他の行政機関へ照会する事務と特定個人情報は表5のとおりです。

表5 区の独自利用事務で照会する事務と特定個人情報

No.	事務名	特定個人情報	所管課
1	品川区すまいるスクールの実施に関する条例による利用料の徴収に関する事務	・税情報 ・生保情報	子ども育成課
2	品川区女性福祉資金貸付条例による女性福祉資金の貸付けに関する事務	・税情報	子ども家庭支援課
3	品川区奨学金貸付条例による奨学金の貸付けに関する事務	・税情報	
4	品川区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務	・税情報	
5	品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	・税情報	
6	品川区立就学前乳幼児教育施設条例による幼児教育施設における保育料の徴収に関する事務	・税情報	
7	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務	・税情報	
8	幼稚園類似施設等就園補助金の交付に関する事務	・税情報	
9	私立幼稚園等園児保護者補助金および私立幼稚園等入園料補助金の交付に関する事務	・税情報	

No.	事務名	特定個人情報	所管課
1 0	品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者補助金および品川区立就学前乳幼児教育施設就園奨励費補助金の交付に関する事務	・ 税情報	保育課
1 1	東京都認証保育所における保育料に係る助成金の交付に関する事務	・ 税情報	
1 2	緊急一時保育奉仕員制度の利用に係る保育料の支払に関する事務	・ 税情報	
1 3	品川区立保育所における一時保育の実施に係る利用料の徴収に関する事務	・ 税情報	
1 4	品川区立保育所における育児休業明けの入所に係る予約に関する事務	・ 税情報	
1 5	高齢者の自立支援に係る住宅改修に要する費用の支給に関する事務	・ 税情報	高齢者福祉課
1 6	生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務	・ 税情報	
1 7	品川区障害者福祉手当条例による障害者福祉手当の支給に関する事務	・ 住基情報 ・ 税情報	障害者福祉課
1 8	心身障害者福祉タクシーの供給に係る乗車料金の助成に関する事務	・ 住基情報 ・ 税情報	
1 9	心身障害者の日常生活のために必要な自動車燃料費の助成に関する事務	・ 住基情報 ・ 税情報	

No.	事務名	特定個人情報	所管課
20	生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・税情報 ・年金情報 ・児童手当等関係情報 ・介護保険関係情報 ・障害者福祉情報 ・生保情報 ・中国残留邦人情報 ・医療給付等関係情報 ・雇用保険情報 その他 	生活福祉課
21	学校教育法による就学援助費の支給に関する事務	・税情報	学務課
22	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務	・税情報	
23	多子家庭学校給食費補助金の交付に関する事務	・税情報	

(3) 東京都条例による独自利用事務で照会する特定個人情報

(2)と同様に、東京都が独自にマイナンバーの利用を条例に定めているもので、品川区が事務処理の特例として取扱う事務のうち、国が設けている個人情報保護委員会で他の行政機関へ照会が認められている事務と特定個人情報は表6のとおりです。

表6 東京都条例による独自利用事務で照会する特定個人情報

No.	事務名	特定個人情報	所管課
1	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報 ・税情報 	障害者福祉課
2	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の医療費の助成に関する事務	・税情報	保健予防課
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報 ・税情報 ・生保情報 ・中国残留邦人情報 	保健センター

4 品川区におけるマイナンバーカードの活用について

(1) コンビニエンスストアにおける証明書交付サービス（コンビニ交付）

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して（マイナンバーカードのICチップをコンビニエンスストアのマルチコピー機に読み込ませ、暗証番号で認証します。）、住民票の写し等の各種証明書を取得できるサービスです。

品川区は、平成28年9月20日からサービスを開始しています。

コンビニ交付は、品川区内に限らず全国のコンビニエンスストアで証明書の交付が受けられるもので、利用時間が午前6時30分から午後11時まで（年末年始を除く。）と区の窓口開設時間より長く、区民の皆様の利便性が向上しています。

現在品川区では、住民票の写し、印鑑証明書、課税（非課税）証明書、納税証明書の発行を行っています。

図1 コンビニ交付サービスのイメージ



出典：出典：総務省「平成27年度 社会保障・税番号制度担当者説明会資料（資料1）」
(平成27年4月)

(2) コンビニ交付以外のマイナンバーカードの活用について

品川区は、コンビニ交付以外のマイナンバーカードの活用方法について、他の行政サービスカード（例：印鑑登録証、図書館カードなど）への利用の

検討を進め、区民の皆様の利便性の向上を図っていきます。

5 品川区におけるマイナンバー制度における個人情報保護方策

(1) 品川区情報セキュリティポリシーの改定および遵守

番号法には特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、各種の保護措置が定められていますが、これらに加えて地方公共団体や企業等は国の「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン」により、個別に特定個人情報の取扱いの規程の作成が求められます。その前段として、品川区は平成26年に個人情報保護条例を改定しています。

さらに平成27年には、情報管理安全対策要綱、情報管理安全対策基準を改定したほか、各所管で「特定個人情報取扱実施手順」を定め、これを遵守しています。取扱実施手順の内容は以下のとおりです。

特定個人情報取扱実施手順の内容

- ◆取得、利用、提供のルール
 - ・マイナンバーの取得、利用、提供は、特定個人情報取扱実施手順に定める事務のみ
- ◆保管、廃棄のルール
 - ・必要がある場合だけ保管、必要がなくなったら削除
- ◆委託のルール
 - ・委託先事業者をしっかりと監督、再委託は許諾が必要
- ◆安全管理措置のルール
 - ・組織的安全管理措置
特定個人情報取扱実施手順、情報管理安全対策要綱、情報管理安全対策基準、各所管情報管理安全対策実施手順等を遵守
 - ・人的安全管理措置
各所管長を事務取扱責任者とし、特定個人情報の適正な取扱いの周知徹底等
 - ・物理的安全管理措置
管理期間を過ぎたマイナンバーの削除、機器及び電子媒体等の廃棄等
 - ・技術的安全管理措置
システムのアクセス制御等

また、特定個人情報を取扱う委託先事業者についても、職員と同等以上の

個人情報保護措置を実施する必要があるため、契約書の特記事項を、以下のとおり改訂しています。

委託契約の特記事項改訂内容

◆個人情報を取扱う委託契約の特記事項（一般契約）

- ① 責任者等の明確化に関する規定を追加（第2）
- ② 業務従事者への教育の実施に関する規定を追加（第3）
- ③ 個人情報保護規程の提出に関する規定を追加（第5）
- ④ 個人情報の適正収集に関する規定を追加（第6）
- ⑤ 個人情報を収集する場合の本人収集および利用目的の明示に関する規定を追加（第7）
- ⑥ 個人情報の収集禁止事項に関する規定を追加（第8）
- ⑦ 再委託に関する手続をより具体的に規定（第9）
- ⑧ 個人情報持ち出しの禁止に関する規定を追加（第14）
- ⑨ その他・文言整理：個人情報保護に関する特記事項（電算）と文言を統一（第4、10、15、17）

◆個人情報の保護に関する特記事項（電算契約）

- ① 責任者等の明確化に関する規定を追加（第2）
- ② 業務従事者への教育の実施に関する規定を追加（第3）
- ③ 再委託に関する手続をより具体的に規定（第7）
- ④ その他・文言整理：個人情報を取り扱う委託契約の特記事項（一般）と文言を統一（第4）

（2）情報システムのセキュリティ強化

情報システムに対するサイバー攻撃の脅威が、社会的に大きな問題になっています。マイナンバーの利用に関わらず、区民の皆様の個人情報を適切に守るために、情報システムやネットワークのセキュリティ強化を図っています。

マイナンバーを取扱う情報システムでは、操作記録の採取やマイナンバーの取扱いを関係職員のみ限定する制御などを行っていますが、引き続き安全対策の向上に取り組んでいきます。

一方、情報漏えい等の事案が発生した場合を想定し、職員が迅速かつ適切に行動できるよう「マイナンバー事務に係る緊急事案等の報告手順」を定め備えています。

(3) 特定個人情報の取扱いに係る自己点検及び監査の実施

特定個人情報を取扱う事務または情報システムについては、毎年度、各所管における自己点検を実施しています。

さらに定期的に内部監査を実施し、マイナンバーを利用する際の運用手順等の遵守状況を確認しています。監査結果を踏まえ、必要に応じて運用の見直しを図るなど継続した改善の取り組みを行っていきます。

(4) 利用目的の明示と本人確認の徹底

マイナンバーを取得する際は、本人に利用目的を明示する必要があります。本人から直接書面に記載されたマイナンバーを取得する場合は、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示する旨が番号法第18条で定められています。

また、本人になりすまして不正に情報を得たり、手続きされることを防ぐため、マイナンバーを利用する事務では、窓口での本人確認を徹底しています。

本人確認の措置は、番号法に關係する法令により細かく定められているため、その規定に基づき適切に対応します。

図2 利用目的の明示と本人確認について

**マイナンバーを従業員などから取得するときは、
利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。**

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、**利用目的を特定して明示**（※）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、**まとめて目的を示しても構いません。**

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

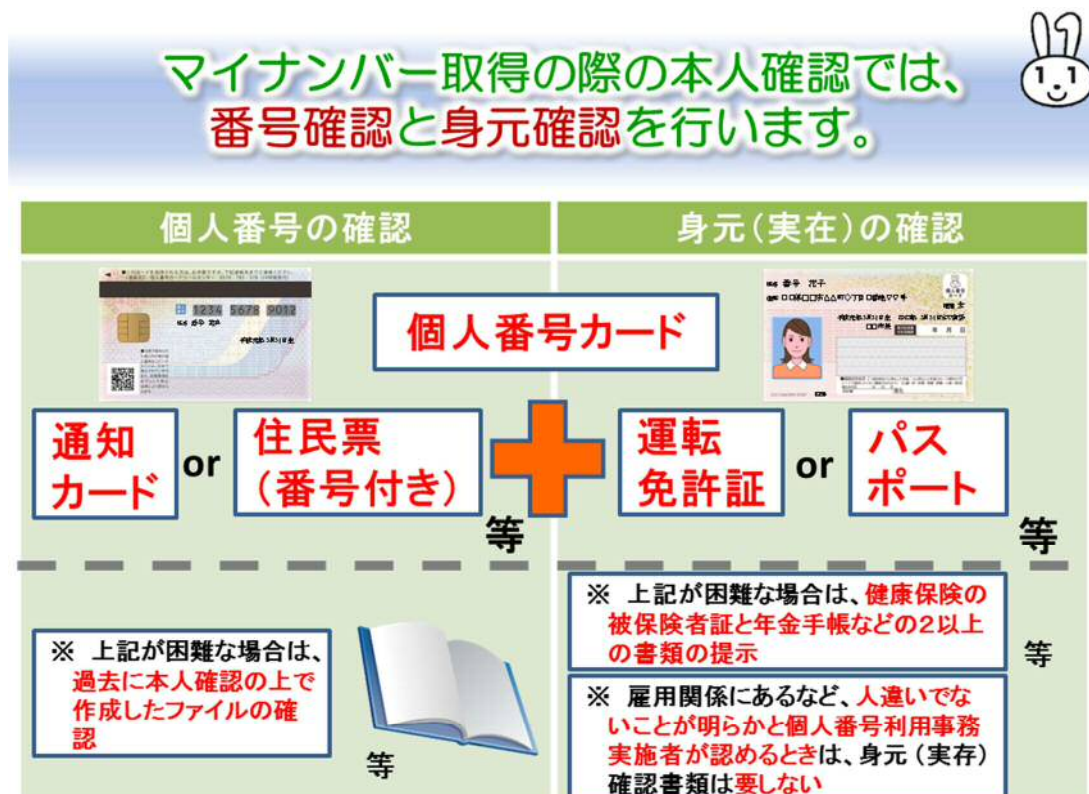


本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、**厳格な本人確認**を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認（**番号確認**）と②手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（**身元確認**）を行います。

出典：内閣官房「都道府県・指定都市個人番号関係事務主管課長説明会資料」

図3 本人確認の方法



出典：内閣官房「都道府県・指定都市個人番号関係事務主管課長説明会資料」

6 品川区における特定個人情報保護評価（PIA）対応について

（1）品川区における特定個人情報保護評価事務について

特定個人情報保護評価は、評価実施機関が個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言するもので、マイナンバーを取扱う事務について、全項目、重点、基礎の三区分で評価書を作成するものです。

このうち全項目評価書（30万人以上を対象とした事務）の内容は、住民からの意見募集と第三者機関における点検を受ける必要があるとされています。

（具体的なしきい値判断の方法については、第2章6（1）②の図18を参照。）

品川区は、区民からの意見募集として、パブリックコメントを実施することとしています。第三者点検は品川区情報公開等審議会により行われています。

これらの手順を踏まえ、評価書を国へ提出し公表しています。

重点項目評価及び基礎項目評価に該当する事務については、評価書を国へ提出し公表しています。

品川区における特定個人情報保護評価（PIA）実施事務は表7のとおりです。

表7 品川区における特定個人情報保護評価実施事務

全項目評価			
No.	事務名	所管課	
1	地方税の賦課及び徴収に関する事務	税務課	
2	住民基本台帳に関する事務	戸籍住民課	
重点項目評価			
No.	事務名	所管課	
1	介護保険事務	高齢者福祉課	
2	国民健康保険に関する事務	国保医療年金課	
3	定期予防接種に関する事務	保健予防課	
4	任意予防接種事業		
基礎項目評価			
No.	事務名	所管課	
1	品川区すまいるスクール利用料徴収事務	子ども育成課	
2	児童扶養手当に関する事務	子ども家庭支援課	
3	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業に関する事務		
4	児童手当に関する事務		
5	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務		
6	子どもすこやか医療費助成に関する事務		
7	児童育成手当に関する事務		
8	品川区女性福祉資金貸付事業に関する事務		
9	子どものための教育・保育給付に係る支給認定事務		保育課
10	育児休業明け入園予約事業に関する事務		
11	一時保育に関する事務		
12	私立幼稚園就園奨励費補助金事務		
13	私立幼稚園保護者補助金および私立幼稚園入園料補助金事務		
14	認証保育所保育料助成事務		
15	身体障害者手帳交付に関する事務	障害者福祉課	
16	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務		
17	心身障害者福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成に関する事務		
18	品川区障害者福祉手当支給等に関する事務		

基礎項目評価		
No.	事務名	所管課
19	生活保護法施行に関する事務	生活福祉課
20	妊娠届に関する事務	健康課
21	国民年金に関する事務	国保医療年金課
22	年金生活者支援給付金の支給に関する事務	
23	後期高齢者医療に関する事務	
24	就学援助に関する事務	学務課
25	多子家庭学校給食費補助金に関する事務	

(2) 特定個人情報保護評価 (PIA) の作成および見直しについて

表7に記載した事務は、順次評価を実施し、国へ提出し公表しています。

評価書は毎年度各所管で内容の点検を行っています。重要な変更を行った場合や公表開始から5年を経過した際は、再評価が必要とされています。

特定個人情報保護評価 (PIA) の詳細については、別途作成している特定個人情報 (PIA) ガイドラインをご参照ください。(区ホームページに掲載していません。)

第2章 マイナンバー制度について



1 マイナンバー制度とは

- ◆ マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。

マイナンバー制度は、平成25年5月31日に公布された番号法により開始されました。マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うためのツール（手段）であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的としています。

図9 マイナンバー制度の仕組み



出典：内閣官房「マイナちゃんのマイナンバー解説」

(1) 「公平・公正な社会の実現」とは

国の機関や地方公共団体等の中で個人情報のシステム連携が行われることにより、所得情報や他の行政サービスの受給状況などの情報を、これまで以上に正確に把握できるようになるため、税や社会保障の負担を不当に免れ

ることや給付を不正に受けることを防止するとともに、真に困っている方へのきめ細やかな支援を行うことが可能になります。

(2) 「行政の効率化」とは

国の機関や地方公共団体等で管理している同一人の情報について、個人情報システムの連携により相互に活用することが可能になり、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。また、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

(3) 「国民の利便性の向上」とは

国の機関や地方公共団体等において、関係機関に情報照会を行うことで、必要な情報を取得できるようになるため、各種手当等の申請を行う際に添付していた書類（例えば課税証明書や社会保険の資格喪失証明書など）の一部が不要となり、手続きが簡素化されます。

また、国の機関や地方公共団体等が持っている自分の情報を確認したり、様々なサービスのお知らせを受け取ることが可能になります。

2 マイナンバー（個人番号）とは

- ◆ マイナンバー（個人番号）は、国民一人ひとり（外国人を含む）に重複することなく付番される12桁の数字です。
- ◆ 平成27年10月5日に付番し郵送で通知しています。
- ◆ 付番時期は以下のとおりです。
 - ・平成27年10月5日時点で住民票を有する方は、この日を基準に付番
 - ・平成27年10月5日以降に出生されたお子さんは、各住所地市区町村で住民票作成後速やかにマイナンバーを付番
 - ・平成27年10月5日時点で住民票を有していなかった方（国外居住や住所不定者など）は、住民票を登録したのち、各住所地市区町村で速やかにマイナンバーを付番

マイナンバーは、生涯にわたり変わることがない番号で、自由に変更することはできません。住所を変更した場合や国外へ転出（平成27年10月5日以降）した後に日本に再入国した場合も、同じ番号を利用することになります。

ただし、マイナンバーが漏えいし不正に用いられる恐れがあると認められるときは、請求又は職権により変更することができます。

3 通知カードとは

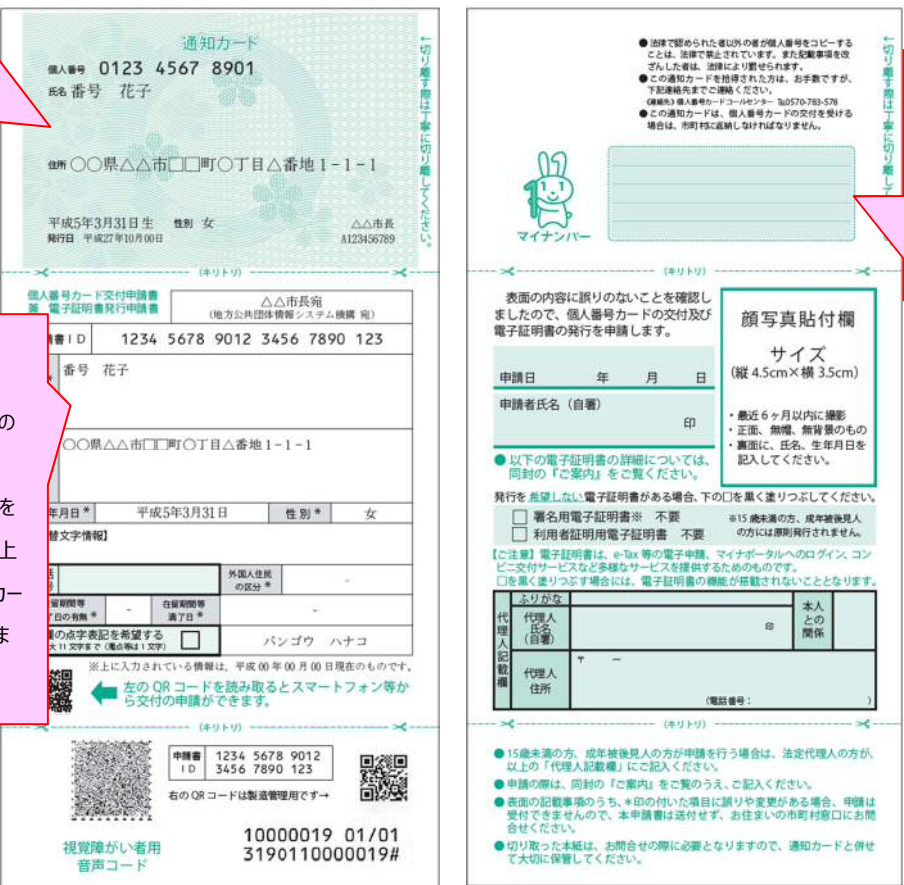
◆ 通知カードとは、最初にマイナンバーをお知らせする紙製のカードで、平成27年10月5日以降、住民票に記載されている全ての方に、世帯単位で簡易書留により郵送しました。

通知カードには、住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバーが記載されています。「マイナンバーカード」を取得していない場合には、各種行政手続で通知カードによりマイナンバーを提示する必要があるため、大切に保管しておく必要があります。

図10 通知カード及びマイナンバーカード交付申請書

【券面の記載事項】
基礎情報（氏名、住所、生年月日、性別）
マイナンバー

【交付申請書】
下半分がマイナンバーカードの交付申請書となっています。交付申請書上の必要事項を記入し、顔写真を貼付した上で送付すると、マイナンバーカードの交付を受けることができます。



【カード】
切り取って利用する紙カードです。
有効期限はありません。

出典：総務省「通知カードと個人番号カードについて」

4 マイナンバーカード（個人番号カード）とは

- ◆ マイナンバーカードは、希望者に交付されるプラスチック製の公的カードです。
- ◆ カードは、身分証明書としての機能をはじめ、「コンビニ交付」等の行政サービスで利用します。
- ◆ マイナポータルログインで使用します。
- ◆ カード内のＩＣチップには、社会保障や税に関する情報などの個人情報記録されません。

マイナンバーカードは、通知カードと異なり、希望者の申請により交付しています。交付は平成28年1月から始まっています。マイナンバーカードの交付申請書は、通知カードと合わせて郵送されています。

マイナンバーカードには、住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバーが記載されるほか、顔写真が印刷されます。そのため、各種行政サービスを受けるときなど、様々な場面で身分証明書として活用することができます。

また、マイナンバーカードにはＩＣチップが搭載されています。ＩＣチップに記録される公的個人認証機能（電子証明書）を使用して、e-Tax等の電子申告やコンビニエンスストアでの住民票の写し等の証明書交付サービスを受けることができるほか、後述するマイナポータルを利用する際に使用します。

なお、社会保障や税に関する情報などのプライバシー性の高い個人情報はマイナンバーカードには記録されません。

マイナンバー制度の導入に伴い、住民基本台帳カードはマイナンバーカードに切り替わることとなったため、平成28年1月からは住民基本台帳カードの新規発行は行っていませんが、すでに交付されている住民基本台帳カードは、有効期間内であればそのまま利用することができます。ただし、マイナンバーカードを取得した際は、その時点で住民基本台帳カードは利用できなくなります。紙製のマイナンバー通知カードも回収となります。

【券面の記載事項】

基礎情報（氏名、住所、生年月日、性別）
マイナンバー（裏面）

図 1 1 マイナンバーカードのイメージ



出典：総務省「通知カードと個人番号カードについて」

図 1 2 マイナンバーカードの利用方法



出典：総務省「平成27年度 社会保障・税番号制度担当者説明会資料（資料1）」
(平成27年4月)

5 マイナンバー（個人番号）の利用

- ◆ マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の分野とこれらに類する事務に限られています。
- ◆ 平成28年1月からマイナンバーの利用を開始しています。
- ◆ 行政機関間の特定個人情報に関わるシステム連携は、平成29年7月から試行開始となり、同年11月から本格運用に入っています。

(1) 利用範囲

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税および災害対策の分野に限られていて、利用できる事務についても法律で定められています。

さらに、これらの分野の事務やこれらに類する事務で、各地方公共団体が条例で定める事務にもマイナンバーの利用が認められています。

国の機関や地方公共団体等は、これらの事務処理にあたり必要な限度でマイナンバーを利用することができます。

図13 マイナンバーの利用範囲



※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

出典：内閣官房「マイナちゃんのマイナンバー解説」

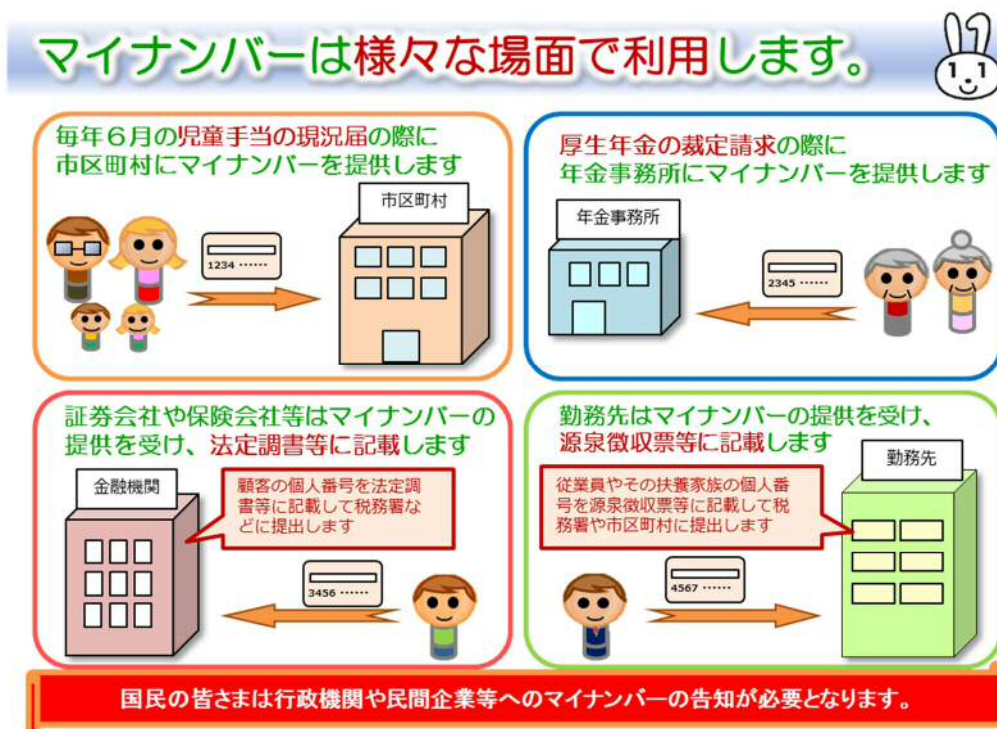
(2) マイナンバーの利用

前述の利用範囲において、各行政機関は平成28年1月から順次マイナンバーの利用を開始しています。(住民基本台帳事務は平成27年10月から。)

マイナンバーは、確定申告や源泉徴収、社会保険等の手続きに必要となるため、税務署や勤務先、証券会社、年金・医療保険者に提示することになります。

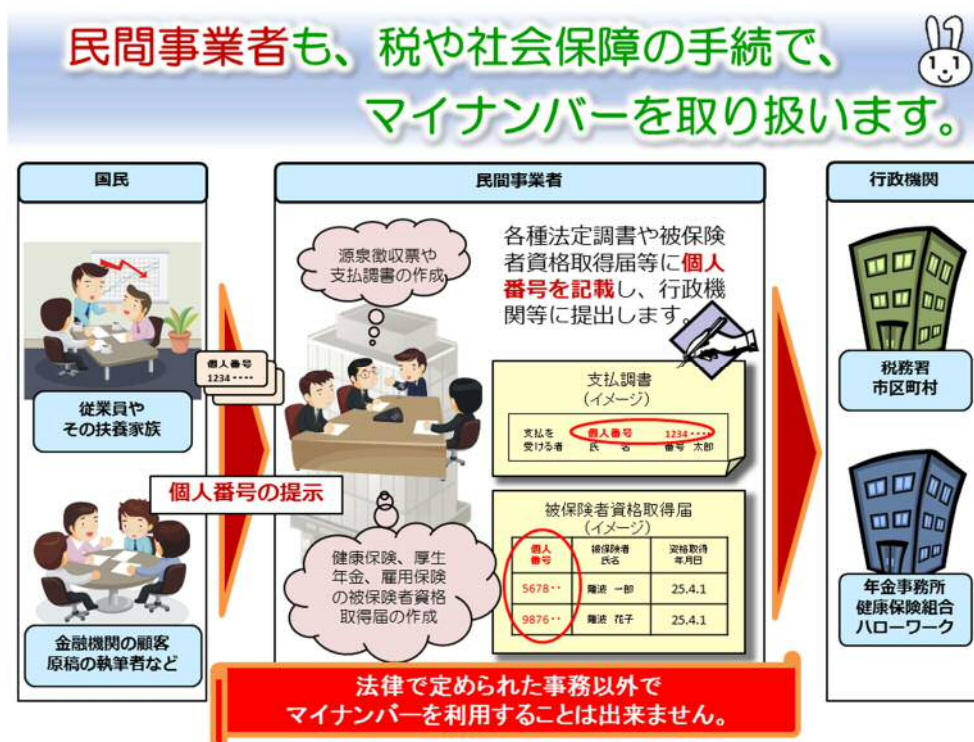
企業や証券会社等は、従業員の社会保険の手続きや顧客の法定調書を行政機関へ提出する場合などにマイナンバーを使います。

図14 マイナンバーの利用場面について



出典：内閣官房「マイナちゃんのマイナンバー解説」

図15 マイナンバーの利用場面について（その2）



出典：内閣官房「マイナちゃんのマイナンバー解説」

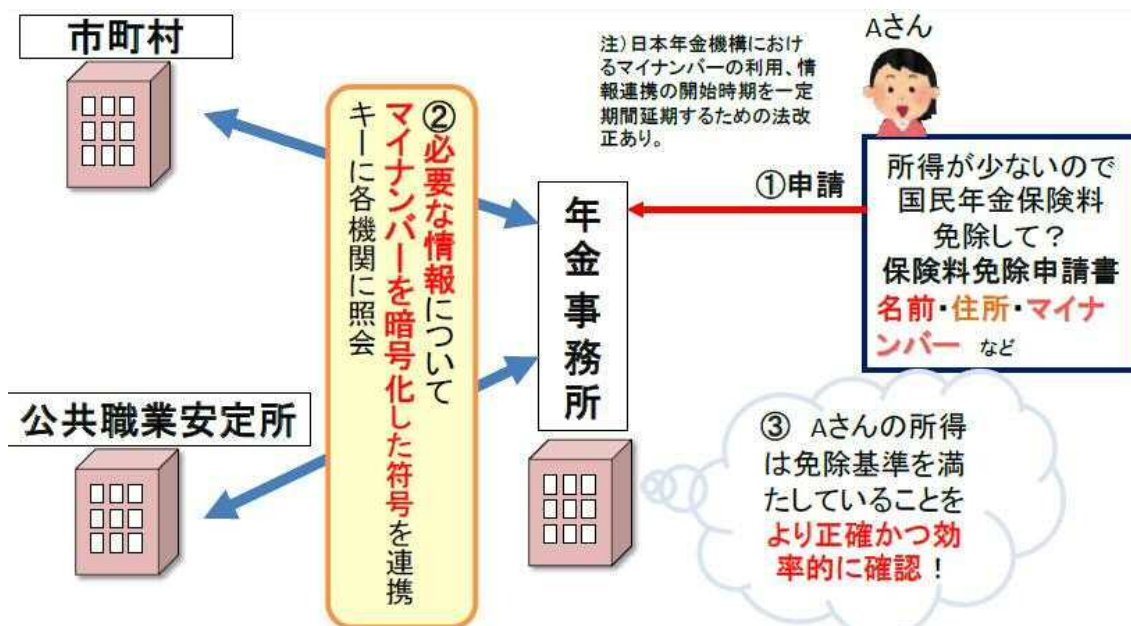
（3）特定個人情報のシステム連携

平成29年7月から、国の機関や地方公共団体等で管理している同一人の情報について、システム連携により相互照会ができるようになりました。

平成29年11月13日より、システム連携が本格運用を開始したため、各種手当等の申請を行う際に添付していた書類（例えば課税証明書や社会保障の資格喪失証明書など）の一部が不要となり、手続きが簡素化されることとなりました。

行政機関間で照会できる事務や提供する特定個人情報は、マイナンバーの利用と同様に法律に定められたものに限定されています。しかし、地方公共団体等が独自に条例を定め、国の設置する個人情報保護委員会の許可を受けた事務についてはこの限りではありません。

図16 情報連携の仕組み



出典：内閣府「マイナンバー社会保障・税番号制度が始まります 入門編」

6 特定個人情報に係るセキュリティ方策

◆ 制度面、システム面において個人情報の保護措置が図られています。

(1) 制度面における保護措置

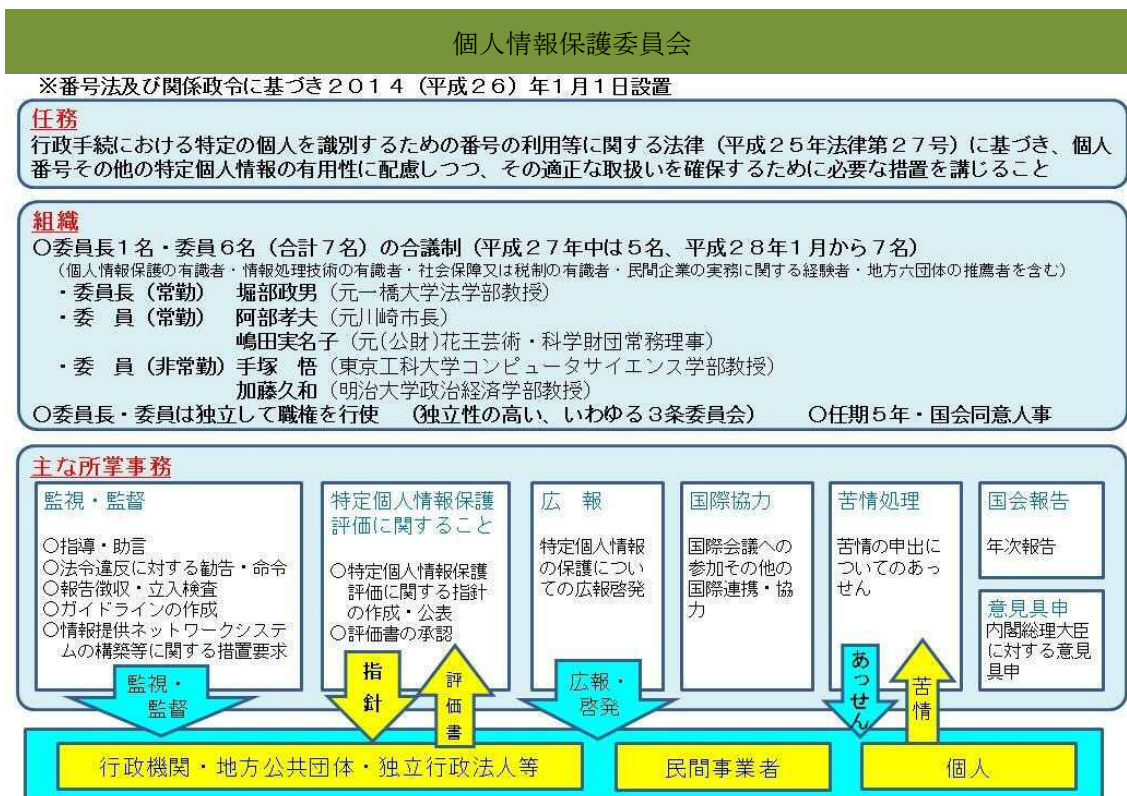
① 特定個人情報の収集や保管、ファイル作成の禁止

マイナンバー制度では、マイナンバーの利用範囲・情報のシステム連携の範囲を法律で規定し、目的外の利用を禁止しています。そのため、番号法に定めのない特定個人情報を収集・保管したり、特定個人情報ファイルを作成することはできません。

② 個人情報保護委員会の設置と特定個人情報保護評価

平成26年1月、国の機関や地方公共団体等において、マイナンバーの利用に際し適切に個人情報を取扱っているかなどを監視・監督するため、国の第三者機関として個人情報保護委員会が設置されています。

図 1 7 個人情報保護委員会について



出典：個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いについて」

特定個人情報保護評価（PIA（Privacy Impact Assessment）とは、特定個人情報の保有・変更を行う前に、プライバシーや個人情報へ及ぼす影響やリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを評価書で宣言する手続きをいいます。

国の機関や地方公共団体等は、特定個人情報を情報システムで取扱う前に評価を実施することとされています。特定個人情報保護評価の詳細は以下のとおりです。

【実施主体】

地方公共団体の長、行政機関の長等

⇒教育委員会は行政機関となります。

【実施時期】

災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有すべき時を除き、原則特定個人情報ファイルを保有する前に実施。

【評価の対象】

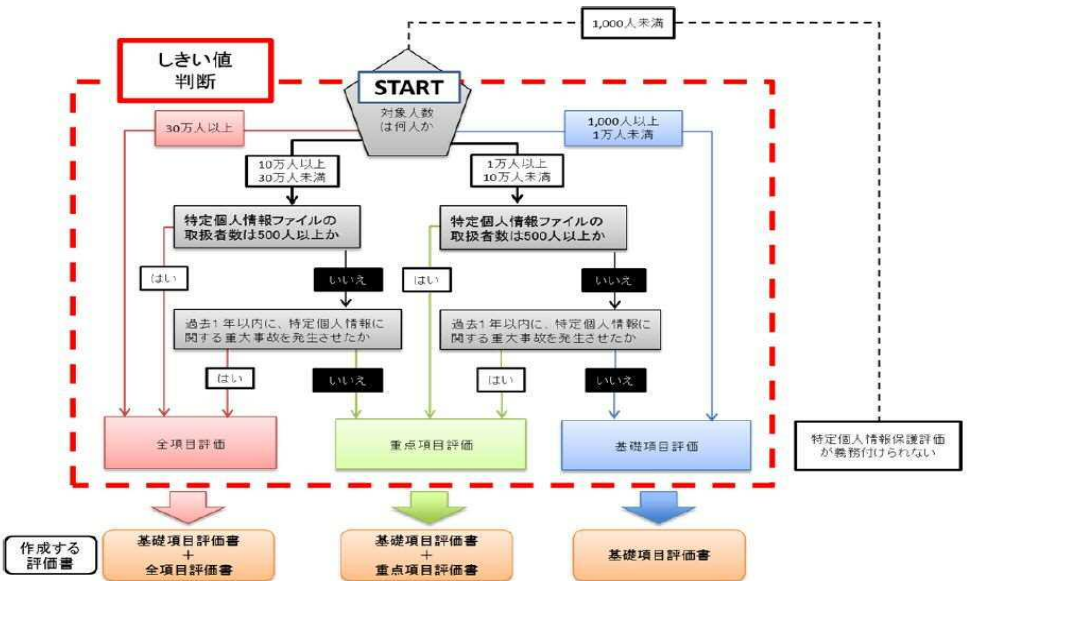
特定個人情報ファイルを取扱う事務。（ただし、職員の人事、給与等に関する特定個人情報ファイルのみを取扱う事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取扱う事務、対象人数が1,000人未満の事務等には評価の義務付けはありません。）

【実施方法】

- ・実施主体が、自ら特定個人情報保護評価を実施し評価書を作成する。
- ・しきい値判断により、全項目評価を実施する際には住民からの意見聴取、第三者による点検を実施
- ・評価書は国に提出
- ・評価書を公表。

なお、しきい値判断の具体的な内容は以下のとおり。

図18 特定個人情報保護評価におけるしきい値判断フロー図



③ 罰則の強化

マイナンバーは番号法で定められた目的以外に他人に提供することはできません。

また、他人のマイナンバーの不正な入手や、個人番号利用事務従事者による特定個人情報の不正な提供等は刑事罰の対象になります。なお、法律に違反した場合の罰則も従来の同種の法律における類似の罰則より重くなっています。

図 1 9 特定個人情報における罰則一覧

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	-	-	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	-	-	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	-	-	-	(割賦販売法・クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	-	
6	委員会の 委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上	-	-	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による 検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	-	-	30万以下の罰金	

出典：内閣官房ホームページ (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)

④ マイナポータルによる情報提供等記録の確認

番号法に基づき、他の行政機関と特定個人情報をやりとりする場合は、情報提供ネットワークシステムを用います。情報提供ネットワークシステムとは、マイナンバーと関連付けられた個人情報を国の機関や地方公共団体等の間でやり取りするための専用ネットワークで、総務大臣が設置・管理するものです。

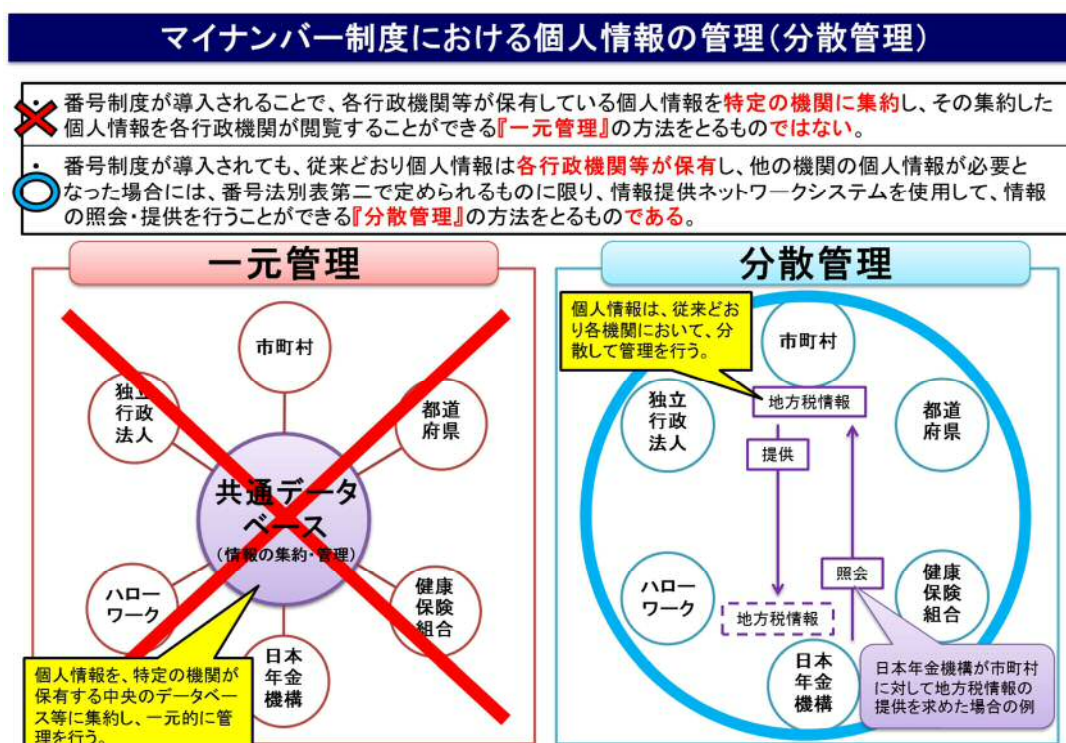
このシステムを利用した情報提供は、提供記録として保存されます。後述する「7 マイナポータル」で、自分の特定個人情報をいつ、誰が、何のために提供したのかを確認することができます。

(2) システム面における保護措置

① 特定個人情報の分散管理

特定個人情報は、特定の国の機関や地方公共団体等が一元管理することではなく、これまでどおり個別に管理しています。これらの中で特定個人情報の照会・提供が行えるのは、番号法や条例に定めるものに限られています。

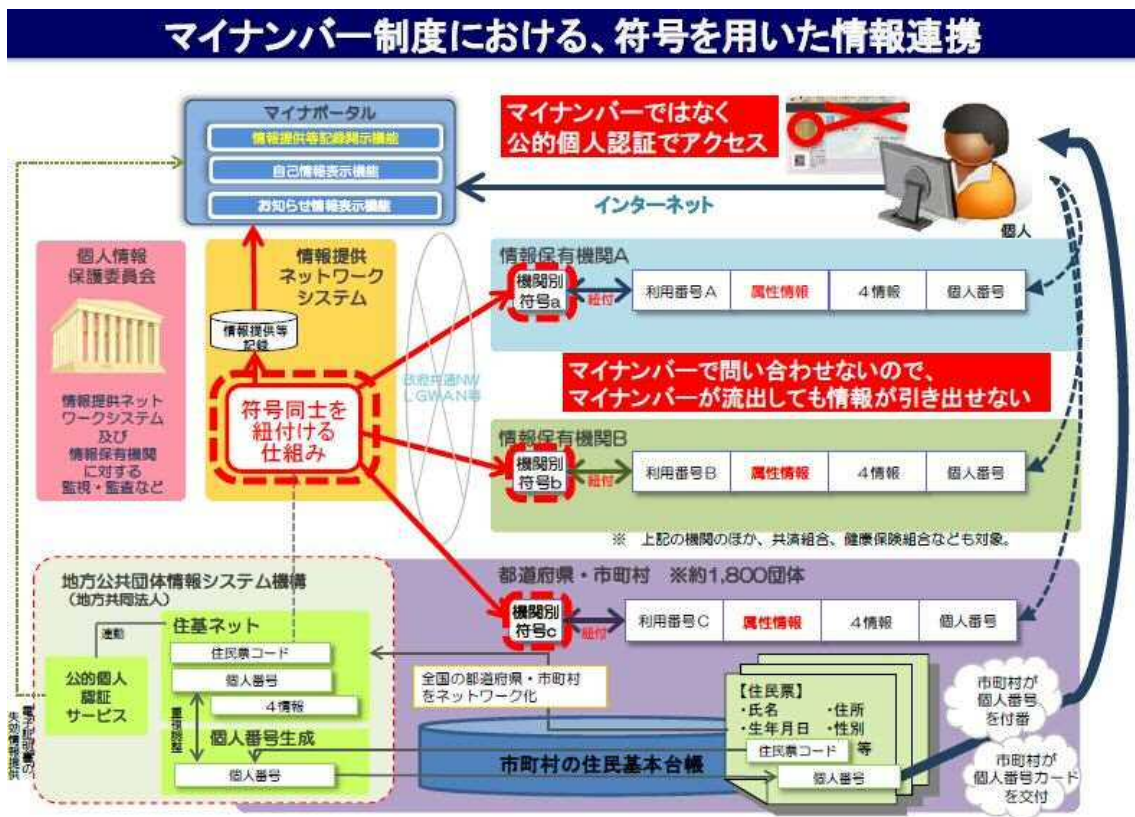
図20 特定個人情報の管理方法



② マイナンバーを直接用いない情報連携

国の機関や地方公共団体等で分散管理される特定個人情報は、マイナンバーによる紐づけではなく、情報提供ネットワークシステム内でのみ認識可能な「符号」というものを用いて連携しています。この仕組みにより、マイナンバーを他人に知られても、いもづる式に個人情報が漏えいすることはありません。

図 2 1 情報連携の仕組み



出典：内閣官房ホームページ「マイナンバー社会保障・税番号制度 概要資料」

③ アクセス制御

国の機関や地方公共団体等でマイナンバーの利用や、特定個人情報のやりとりを行う際は、それぞれの情報システムにおいて、その情報にアクセスが可能な職員を制限することで、目的外の利用を防ぎます。また、いつ、誰がその情報にアクセスしたかといった記録を残すこととしています。

④ 通信の暗号化

国の機関や地方公共団体等は、情報提供ネットワークシステムの使用にあたり通信を暗号化しています。通信は、総合行政ネットワーク（L G W A N）という専用の閉域的ネットワークを利用することで不正アクセス等の脅威を防いでいます。

7 マイナポータル

- ◆ マイナポータルは、自分の特定個人情報をいつ、誰が、何のために提供したのかを確認できる機能を持ちます。
- ◆ 国の機関や地方公共団体等が保有する自分の特定個人情報について確認できる機能を持ちます。
- ◆ 行政手続きの電子申請等の機能も持ちます。

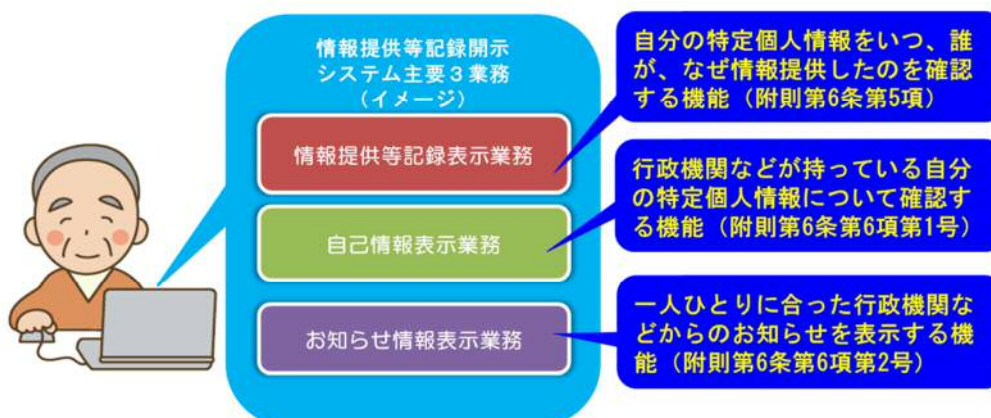
マイナポータルとは、国がインターネット上に設置している情報提供等記録開示システムのウェブサイトのことです。マイナンバーカードが持つ公的個人認証を利用して、自分の個人情報がどのようにやりとりされているかの記録を検索できる手段として、平成29年7月から運用が開始されています。

このシステムは、マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、何のために提供したのか確認できる機能のほか、行政機関が持っている自分の特定個人情報について確認することができます。さらに子育て関係の行政手続きの電子申請機能などを合わせもっています。

図22 マイナポータルイメージ

情報提供等記録開示システム

- ・ 政府は、法律施行後1年を目途として、
情報提供等記録開示システムを設置する。
(番号法附則第6条第5項)



出典：内閣官房「マイナちゃんのマイナンバー解説」

8 法人番号

- ◆ 法人番号とは、登記簿に記録された法人等に付番される13桁の番号です。
- ◆ 法人番号は、国税庁長官により指定されます。
- ◆ 法人番号は、マイナンバーとは違いただれでも自由に活用することができ、公表されています。

法人番号とは、登記簿に記録された法人、国の機関及び地方公共団体、国税・地方税の申告義務や源泉徴収義務のある法人に付番される13桁の番号です。

国税庁長官が13桁の法人番号を指定し、平成27年10月から登記上の住所地に通知しています。

法人番号は、マイナンバーと異なり、自由に活用でき、法人の名称や所在地とともにインターネットを通じて公表されています。

参考 用語説明（用語はそれぞれ初出のページを記載）

	用語	意味	ページ
【あ】	e-Tax（イータックス）	主に国税に関する各種の手続きを、インターネットを利用して行えるシステムのことです。	23
【か】	公的個人認証	インターネットを利用して申請や届出といった行政手続などを行う際に、他人によるなりすましやデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段です。	23
	個人情報保護委員会	マイナンバーの利用に際し適切に個人情報を取扱っているかなどを監視・監督するために設置された国の機関のことです。	6
	マイナンバー（個人番号）	住民票を有する全ての方に付番される12桁の番号のことです。	1
	個人番号利用事務	マイナンバーの利用にあたり、番号法や条例で定めた事務を処理する者が、その保有する特定個人情報ファイルを効率的に管理するために必要な限度でマイナンバーを利用する事務のことです。	31
【さ】	しきい値判断（特定個人情報保護評価手続き）	特定個人情報保護評価（PIA）において、当該事務が特定個人情報保護評価書の作成が必要かどうか、必要な場合はどの評価書を作成すべきかを振り分ける作業のことをいいます	17
	住民基本台帳カード	住民基本台帳カードは、住所地市区町村で簡単に交付が受けられるICカードです。マイナンバーカードの交付開始により、平成28年1月からは新規発行は行われなくなりました。	23
	情報提供ネットワークシステム	マイナンバーと関連付けられた個人情報を国の機関や地方公共団体等の間でやり取りするためのコンピューター	1

		ネットワークによる情報システムのことです。 総務大臣が設置・管理しています。	
	総合行政ネットワーク (LGWAN)	総合行政ネットワーク (LGWAN) は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークです。 地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図るための基盤として整備され、運用されています。	3 3
【た】	通知カード	マイナンバーをお知らせする紙製のカードで、住民票を有する全ての方に通知されます。	2 2
	特定個人情報	マイナンバーとこれに紐づく個人情報のことです。	1
	特定個人情報ファイル	特定個人情報を検索することができるように体系的に構成されたもので、主に情報システムがもつデータベースとして保有するファイルをさします。	2 8
	特定個人情報保護評価 (PIA)	国の機関や地方公共団体等において、特定個人情報を情報システムで取扱う前に実施するもので、特定個人情報の保有・変更を行う前に、プライバシーや個人情報へ及ぼす影響やリスクを分析し、リスク等を軽減するための適切な措置を講じていることを評価書で宣言する手続きのことです。	1 7
【は】	符号	マイナンバーに代わって特定個人情報を情報提供ネットワークシステム上で連携できるように設定しているキーです。	3 2
	法人番号	登記簿に記録された法人、国の機関や地方公共団体、国税・地方税の申告義務や源泉徴収義務のある法人に付番される13桁の番号のことです。	3 5

【ま】	マイナポータル	国が設けるインターネット上に設置されるウェブサイトのことで、本人の特定個人情報の検索機能などが提供されます。	23
	マイナンバー	住民票を有する全ての方に付番される12桁の番号のことです。法律では「個人番号」と称されます。	1
	マイナンバーカード	希望者が申請することで取得できる公的カードで、住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真が記載されます。身分証明書としての利用の他、各種行政手続で使用されます。	1

変更履歴

日付	作成又は修正内容	備考
2017/11/●	初版	